

<市第58号議案関連資料>

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正

1 改正の趣旨

現行の条例では、本市の指定を受けた特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）が認定NPO法人になった場合、指定を更新することができない、本市独自の制度になっています。

このため、認定期間である5年以内に、定められた基準まで寄附を増やせない場合には、認定の更新ができず、指定にも戻れない仕組みになっています。

この制度上の制約を取り除き、認定NPO法人になった後も、引き続き、指定条例制度を活用することができるようにすることで、NPO法人が安心して認定を取得し、長期的な視点で経済的自立を目指せるようにします。

2 改正により期待される効果

(1) 本市指定、認定を取得する法人数の増加

これまでの制度上の制約が解消されることにより、本市指定を取得する法人数の増加が見込まれ、さらには、これをステップとして認定を取得する法人の増加が見込まれます。

(2) 市内の特定非営利活動の更なる活性化

今回の条例改正により、寄附を増やさなければ認定更新ができないという不安要素がなくなり、法人が事業に注力できるようになるため、特定非営利活動の更なる活性化が期待されます。

3 条例の一部改正内容

(1) 対象となる条文

第4条第1項第2号:特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人でないこと。

(2) 改正の内容

削除

あわせて、当該条文を引用している関係条文を改正

※改正の具体的な内容は、**別紙1**新旧対照表のとおり

4 施行期日

公布の日から施行します。

5 参考情報

(1) 指定申請件数の推移（件）

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
6	3	2	1	1	0	1	1

(2) 横浜市及び神奈川県の方人数の比較（令和2年3月31日現在）

	横浜市	神奈川県
認証法人数	1,537	1,473
指定法人数	6	66
認定法人数	58	46

※本市認定法人のうち、県指定のNPO法人であることを要件に認定法人となっている法人は、30法人／58法人

6 根拠法令

地方税法（抜粋）

（寄附金税額控除）

第三百十四条の七 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千元を超える場合には、当該百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（略）

（四） 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第十二項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

（略）

12 第一項第四号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

※「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金」とは、「個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金」をいいます。

7 参考資料

- (1) 新旧対照表 別紙1
- (2) 特定非営利活動法人（NPO法人）制度の概要 別紙2

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年6月横浜市条例第32号） 新旧対照表

旧	新
<p>(指定のために必要な手続を行う基準等)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) <u>法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人」という。)</u>でないこと。</p> <p>(第3号から第9号まで省略)</p> <p>(10) 実績判定期間(指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。)において、第1号から第8号までに掲げる基準(第2号及び第3号イに掲げる基準(前条第2項第1号に掲げる書類として第3号イに掲げる基準に適合する旨を説明する書類が提出された場合にあっては、第2号及び第3号に掲げる基準)並びに当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第6号に掲げる基準を除く。)に適合していること。</p> <p>(第2項及び第3項省略)</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第6条 (本文省略)</p> <p>(1) (本文省略)</p> <p>ア (本文省略)</p> <p>イ <u>認定特定非営利活動法人</u>が法第67条第1項若しくは第2項の規定により法第44条第1項の認定を取り消された場合又は法第58条第1項の特例認定を受けた特定非営利活動法人(以下「特例認定特定非営利活動法人」という。)が法第67条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により法第58条第1項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前</p>	<p>(指定のために必要な手続を行う基準等)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) <u>削除</u></p> <p>(第3号から第9号まで省略)</p> <p>(10) 実績判定期間(指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。)において、第1号から第8号までに掲げる基準(第3号イに掲げる基準(前条第2項第1号に掲げる書類として第3号イに掲げる基準に適合する旨を説明する書類が提出された場合にあっては、第3号に掲げる基準)及び当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第6号に掲げる基準を除く。)に適合していること。</p> <p>(第2項及び第3項省略)</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第6条 (本文省略)</p> <p>(1) (本文省略)</p> <p>ア (本文省略)</p> <p>イ <u>法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人」という。)</u>が法第67条第1項若しくは第2項の規定により法第44条第1項の認定を取り消された場合又は法第58条第1項の特例認定を受けた特定非営利活動法人(以下「特例認定特定非営利活動法人」という。)が法第67条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により法第58条第1項の特例認定を取り消</p>

1 年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの

(ウからオまで及び第2号から第8号まで省略)

(指定の更新の申出)

第9条 (第1項及び第2項省略)

3 第4条(第1項第4号イ及び第9号に係る部分を除く。)から第7条までの規定は、第1項の指定の更新の申出について準用する。この場合において、第4条第1項第10号中「から第8号までに掲げる基準(第2号及び第3号イに掲げる基準(前条第2項第1号に掲げる書類として第3号イに掲げる基準に適合する旨を説明する書類が提出された場合にあつては、第2号及び第3号に掲げる基準)並びに当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第6号に掲げる基準を除く。)」とあるのは、「及び第3号に掲げる基準」と読み替えるものとする。

(勧告、命令等)

第17条 市長は、指定特定非営利活動法人について、第19条第2項各号(第2号(第4条第1項第2号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。)を除く。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

(第2項から第4項まで省略)

された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの

(ウからオまで及び第2号から第8号まで省略)

(指定の更新の申出)

第9条 (第1項及び第2項省略)

3 第4条(第1項第4号イ及び第9号に係る部分を除く。)から第7条までの規定は、第1項の指定の更新の申出について準用する。この場合において、第4条第1項第10号中「から第8号までに掲げる基準(第3号イに掲げる基準(前条第2項第1号に掲げる書類として第3号イに掲げる基準に適合する旨を説明する書類が提出された場合にあつては、第3号に掲げる基準)及び当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第6号に掲げる基準を除く。)」とあるのは、「及び第3号に掲げる基準」と読み替えるものとする。

(勧告、命令等)

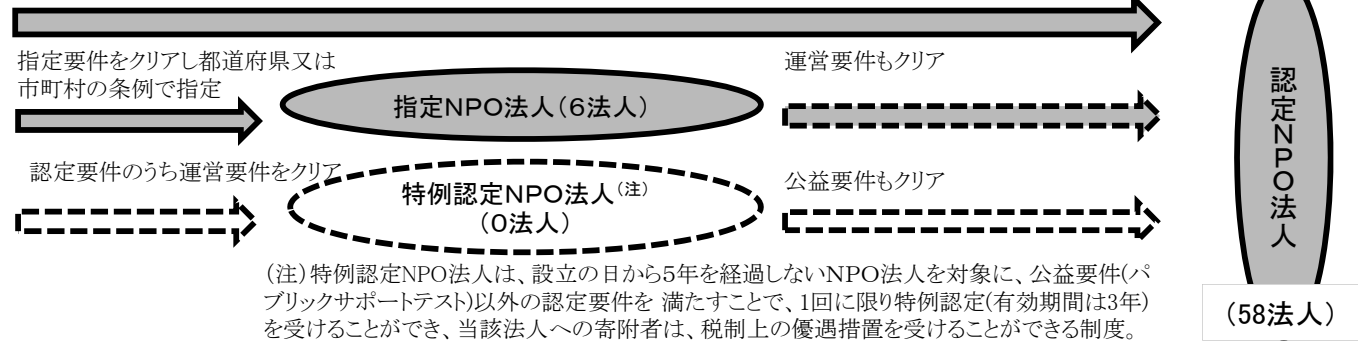
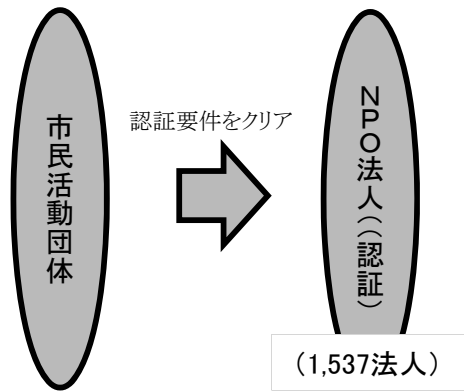
第17条 市長は、指定特定非営利活動法人について、第19条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

(第2項から第4項まで省略)

特定非営利活動法人(NPO法人)制度の概要

認定要件をすべてクリア

※()内の数字は、令和2年3月末日時点の法人数。



(注)特例認定NPO法人は、設立の日から5年を経過しないNPO法人を対象に、公益要件(パブリックサポートテスト)以外の認定要件を満たすことで、1回に限り特例認定(有効期間は3年)を受けることができ、当該法人への寄附者は、税制上の優遇措置を受けることができる制度。

	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (2) 営利を目的としていない (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (4) 10人以上の社員を有すること (5) 暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと 等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと (ア) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている (イ) 当該法人以外のものから支持されている実績がある イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 【 相対値基準 】 経常収入額における寄附金額等の割合が5分の1以上 イ 【 絶対値基準 】 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ <u>指定NPO法人であること</u> (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等
3 審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面上の形式審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面審査 (3) 法人事務所等での実態確認調査 (4) 横浜市市民協働推進委員会の意見聴取 (5) 横浜市民会での議決	(1) 書面審査 (2) 法人事務所等での実態確認調査
4 効果	法人格の取得 ※よこはま夢ファンド(横浜市市民活動推進基金)への団体登録申請が認められると、登録団体は事業助成を受けられる。また、寄附をした個人及び企業等に対しては、ふるさと納税制度の適用を受けられる。(認定、指定も同様に適用)	(1) 税制上の優遇措置 (個人が寄附をした場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の8%分が市民税から控除 ※県の指定も受けた場合は、寄附金額から2,000円を差し引いた金額の2%分が県民税から控除。 市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる。 (2) <u>認定NPO法人になるための公益要件を満たすこと</u> <u>(ただし、現状では、認定更新時には活用できない)</u>	税制上の優遇措置 (1) 個人が寄附をした場合(税額控除の場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の40%分が所得税から、8%分が市民税から、2%分が県民税からそれぞれ控除。 (2) 法人が寄附をした場合 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入。 (3) 相続人が寄附をした場合 寄附をした相続財産が非課税になる。 (4) 当該NPO法人 みなし寄附金制度の適用を受けられる。
5 有効期間	なし	5年間	5年間
6 根拠法令	特定非営利活動促進法	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続き等に関する条例 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例	特定非営利活動促進法